

第 4 7 9 回（定例）福崎町議会会議録

平成 3 0 年 6 月 8 日（金）
午前 9 時 3 0 分 開 会

1. 平成 3 0 年 6 月 8 日、第 4 7 9 回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 1 4 名

1 番	松 岡 秀 人	8 番	山 口 純
2 番	柴 田 幹 夫	9 番	牛 尾 雅 一
3 番	三 輪 一 朝	1 0 番	富 田 昭 市
4 番	北 山 孝 彦	1 1 番	小 林 博
5 番	前 川 裕 量	1 2 番	石 野 光 市
6 番	河 嶋 重 一 郎	1 3 番	城 谷 英 之
7 番	木 村 い づ み	1 4 番	高 井 國 年

1. 欠席議員（な し）

1. 事務局より出席した職員

事 務 局 長 木ノ本 雅 佳 主 査 塩 見 浩 幸

1. 説明のため出席した職員

町 長	橋 本 省 三	副 町 長	尾 崎 吉 晴
教 育 長	高 寄 十 郎	上下水道事業管理者	近 藤 博 之
技 監	吉 栖 雅 人	会 計 管 理 者	小 幡 伸 一
総 務 課 長	山 下 健 介	企 画 財 政 課 長	吉 田 利 彦
税 務 課 長	尾 崎 俊 也	地 域 振 興 課 長	松 田 清 彦
住 民 生 活 課 長	谷 岡 周 和	健 康 福 祉 課 長	三 木 雅 人
農 林 振 興 課 長	松 岡 伸 泰	ま ち づ く り 課 長	福 永 聡
上 下 水 道 課 長	成 田 邦 造	学 校 教 育 課 長	岩 木 秀 人
社 会 教 育 課 長	大 塚 久 典		

1. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 報告第 4 号 平成 2 9 年度兵庫県町土地開発公社事業報告について
- 第 5 報告第 5 号 平成 2 9 年度福崎町一般会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書の報告について
- 第 6 報告第 6 号 平成 2 9 年度福崎町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 第 7 議案第 2 5 号 中播公平委員会委員の選任について
- 第 8 議案第 2 6 号 兵庫県市町交通災害共済組合理約の一部変更について
- 第 9 議案第 2 7 号 福崎町表彰条例の一部を改正する条例について
- 第 1 0 議案第 2 8 号 福崎町消防団条例及び福崎町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 1 1 議案第 2 9 号 福崎町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基

		準を定める条例の制定について
第 1 2	議案第 3 0 号	福崎町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第 1 3	議案第 3 1 号	福崎町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第 1 4	議案第 3 2 号	福崎町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について
第 1 5	議案第 3 3 号	福崎町道路線の認定について
第 1 6	議案第 3 4 号	工事請負契約について（福崎駅前観光交流センター新築工事）
第 1 7	議案第 3 5 号	工事請負契約について（辻川観光交流センター新築工事）
第 1 8	議案第 3 6 号	工事請負契約について（福崎駅周辺整備（その 1）工事）
第 1 9	議案第 3 7 号	工事請負契約について（福崎駅周辺整備（その 2）工事）
第 2 0	請願第 1 号	消費税 1 0 % への増税中止を求める請願

1. 本日の会議に付した事件

第 1	会議録署名議員の指名	
第 2	会期の決定	
第 3	諸報告	
第 4	報告第 4 号	平成 2 9 年度兵庫県町土地開発公社事業報告について
第 5	報告第 5 号	平成 2 9 年度福崎町一般会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書の報告について
第 6	報告第 6 号	平成 2 9 年度福崎町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
第 7	議案第 2 5 号	中播公平委員会委員の選任について
第 8	議案第 2 6 号	兵庫県市町交通災害共済組合理約の一部変更について
第 9	議案第 2 7 号	福崎町表彰条例の一部を改正する条例について
第 1 0	議案第 2 8 号	福崎町消防団条例及び福崎町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
第 1 1	議案第 2 9 号	福崎町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
第 1 2	議案第 3 0 号	福崎町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第 1 3	議案第 3 1 号	福崎町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第 1 4	議案第 3 2 号	福崎町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について
第 1 5	議案第 3 3 号	福崎町道路線の認定について
第 1 6	議案第 3 4 号	工事請負契約について（福崎駅前観光交流センター新築工事）

- 第 1 7 議案第 3 5 号 工事請負契約について（辻川観光交流センター新築工事）
第 1 8 議案第 3 6 号 工事請負契約について（福崎駅周辺整備（その 1）工事）
第 1 9 議案第 3 7 号 工事請負契約について（福崎駅周辺整備（その 2）工事）
第 2 0 請願第 1 号 消費税 1 0 % への増税中止を求める請願

1. 開会

議 長 皆さん、おはようございます。

第 4 7 9 回福崎町議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

初夏を迎え、山々の緑が目鮮やかに映える季節となりました。農作業の繁忙期とともに、動植物には恵みの雨となる梅雨の季節を迎えました。

議員の皆様におかれましては、早朝からご参集いただき、まことにありがとうございます。

さて、本定例会に提案されます案件は、報告第 4 号から議案第 3 7 号までの報告 3 件、議案 1 3 件、請願 1 件の計 1 7 件であります。いずれも重要な案件でありますので、慎重にご審議をいただき、また、議事の円滑なる運営につきましても格別のご協力をお願いいたしまして、本定例会の開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は 1 4 名でございます。

定足数に達しております。

よって、第 4 7 9 回福崎町議会定例会が成立したことを宣告いたします。

また、総務課及び事務局から写真撮影の申し出が出ておりますので、撮影を許可いたします。

ただいまから、第 4 7 9 回福崎町議会定例会を開会いたします。

これより本日の日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議 長 日程第 1 は、議事録署名議員の指名であります。

会議録署名議員の指名は、会議規則第 1 2 7 条の規定により議長が指名をいたします。

2 番、柴田議員
1 0 番、富田議員
以上、両議員をお願いいたします。

日程第 2 会期の決定

議 長 日程第 2 は、会期の決定であります。

会期の決定の件を議題といたします。

去る 6 月 1 日、議会運営委員会を開いて検討をお願いしましたところ、既に皆様方のお手元に配付しております日程表案のとおり、本日から 6 月 2 2 日までの 1 5 日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から 6 月 2 2 日までの 1 5 日間といたします。

日程第3 諸報告

- 議長 日程第3は、諸報告であります。
- 5月30日の第478回臨時会閉会后、本日までの議会活動について、事務局に報告させます。
- 事務局 議会活動報告をいたします。
- 報告の内容につきましては、主なものを申し上げます。
- 5月31日、ホテル北野プラザ六甲荘において、兵庫県町議会議長会第69回定期総会が開催され、議長が出席いたしました。
- 6月5日、すみよしの郷において、福崎町社会福祉協議会第1回理事会が開催され、議長が出席いたしました。
- その他の議会活動報告は、お手元に配付の報告書のとおりです。
- 以上です。
- 議長 以上で、議会活動報告を終わります。
- また、例月出納検査の報告書が議長宛に提出されており、その写しを配付しております。
- 次は、議案の上程及び議案説明であります。
- これより、報告第4号、平成29年度兵庫県町土地開発公社事業報告についてから、議案第37号、工事請負契約について（福崎駅周辺整備（その2）工事）及び請願第1号、消費税10％への増税中止を求める請願までの17件を議題といたします。これから、上程議案に対する町長の提案内容の説明を求めてまいります。
- 町長 皆さん、おはようございます。
- 第479回福崎町議会定例会を招集いたしましたところ、全員ご出席をいただき、まことにありがとうございます。
- 今週6日、梅雨に入りました。町内を見渡すと、各所で田植えが始まっています。雨にぬれる木々は一層緑を深め、ツバメが飛ぶ姿やカエルの声が季節の訪れを告げています。
- 毎年のことではありますが、梅雨に続いて台風期を含め当分の間は、局地的大雨や集中豪雨による河川の増水、土砂崩れ等に万全の態勢で備えなければなりません。
- 国と都道府県は、6月を土砂災害防止月間として、さまざまな取り組みを進めることにより土砂災害に対する国民の理解と関心を深め、被害の防止軽減を図るとしています。
- 本町では、ここ数年は、幸いにも大災害というほどの被害には至りませんでした。毎年のように、床下浸水、道路の冠水、小規模の土砂崩れ等が発生しています。
- 昨年の9月18日から19日の未明にかけて接近した台風18号では、最大時間雨量61ミリを記録し、あと1時間、雨が降り続けば、市川の越水を招くという危険な状況もありました。
- 温暖化の影響もあり、豪雨災害など、いつ、どこで発生してもおかしくありません。
- 昨年度、国への要望活動が実り、砂防事業として県が実施する田口谷川や福田地区の福岡川、福田川の整備を継続して進めることができました。
- あわせて、長年、懸案事項となっていました大貫地区アンダーパス部の冠水対

策事業の補助もいただくことができ、町事業として今年度、実施いたします。

また、住民の防災意識の高揚を図るため、現在、県において進めています土砂災害特別警戒区域の指定等を反映させたハザードマップの改訂に向け、準備を進めています。災害の被害を最小限に抑えるためにも防災への対策や防災意識の醸成に日ごろから努めてまいります。

さて、新年度に入り２カ月余りが過ぎました。私の第１の公約としていますＪＲ福崎駅周辺整備につきましては、国の社会資本整備事業として最終年度も、ほぼ予定どおりの補助金をいただける見通しとなりました。今、駅前には建物の移設や撤去が終了し、更地が広がっています。これから始まる各種の大型工事を待っている状況にあります。

福崎駅について歴史を掘り起こしてみますと、福崎駅は明治２７年７月２６日、播但鉄道として姫路、寺前間で開業しました。今から１２４年前の出来事であります。明治３９年１２月に、山陽鉄道が国有化され、国有鉄道の駅となり、明治４２年１０月１２日に線路名称が制定され、播但線となりました。

その後、国鉄として７８年間、昭和６２年には国鉄分割民営化により西日本旅客鉄道（ＪＲ西日本）の駅となり、平成１０年に姫路寺前間が電化されました。

歴史民俗資料館には、昭和８年ごろの写真が残っています。福崎駅から出征する兵隊さんを万歳して多くの方が見送っている写真です。また、戦後当分の間は、地域住民の唯一の輸送手段として仕事や学業など多くの人が福崎駅を利用しました。昭和４７年には、蒸気機関車が廃止されましたが、私の記憶には、今も蒸気をはいて汽笛とともに走る蒸気機関車が鮮明に残っています。

当時、この駅周辺は町内で最も多くの人が行きかった地域であることは間違いありません。駅前には、「イズミヤ」や「さくらや」があり、そこに３階建ての「なぐさ」ができたのが、ついこの間のように思い出します。

このように多くの町民の記憶に残り、変遷してきた福崎駅周辺の歴史に、この事業を通じて携われていることに、喜びを感じています。

この整備が、住民の皆様にとって後世に残る一大事業となるよう、もうひと踏ん張りしなくてはならない決意を新たにしているところであります。

今議会には、駅周辺整備の最終仕上げとして大型工事の契約案件を上程しています。駅舎前にはＪＲを利用して訪れる来訪者をおもてなしする施設として、また、駅前のにぎわいと交流の創出拠点施設として観光交流センターの整備を進めます。２階のデッキからは、交流広場や交通広場、南北に伸びる県道甘地福崎線などが一望でき、生まれ変わった駅周辺にきっと驚かれることと思います。

また、モニュメントの整備によりにぎわいの創出を考えています。モニュメントは、辻川山公園のガジロウが地下水路を泳ぎ駅前にあらわれた想定で整備し、ＪＲを利用した観光客の取り込みを考えています。

整備事業が完了したからといって私たちの仕事が終わったわけではありません。福崎駅周辺に「ひとの流れや町のにぎわい」をよみがえらせ、町の玄関口にふさわしい地域となるよう、魂を吹き込んでいく必要があります。

昨年度実施した、軽トラ市「福崎〇〇まるしえ」を今月から実施してまいります。工事が急ピッチで進む交流広場周辺での開催となりますので、小規模な開催とはなりますが、事業の完成後は交流広場を活用した各種のイベントが開催できるよう、今から準備を進めてまいります。

また、商業施設の誘致や、駅利用者の増加を目的として駐車料金の補助やレンタサイクルの設置など、さまざまな事業を進め、活力あふれる地域として再生するよう取り組んでまいります。

今後も、議員初め多くの皆さんからのご意見をいただき、福崎町の玄関口にふさわしい駅周辺づくりを全町民で進めていければと思っております。

続きまして、各課からの事業報告であります。

総務課につきましては、6月1日に、長年ボランティア活動をされた団体、福崎エコの会に、クロガネモチ賞を贈りました。この賞は、町民の模範として認められる善意の行為があった団体を表彰するもので、受賞者の皆様に感謝申し上げますとともに、今後ますますボランティアの輪が広がることを期待しています。

選挙人名簿の定時登録者数でありますけれども、6月1日の基準日現在、男子7,522人、女子8,191人、計1万5,713人となり、前回の3月基準日より18人の減となっています。

企画財政課につきましては、第5次総合計画の見直しを進めています。総合計画審議会を設置して、審議いただく予定としています。また、後期基本計画の策定に当たっては、住民アンケートやまちづくり委員会など、住民参加で進めたいと考えています。6月中旬をめどに住民アンケートを実施します。

昨年引き続き、安定的な財政運営に努め、限られた財源を効率的に使う取り組みを行うため、統一的な基準による地方公会計の整備を進めます。

出納室につきましては、5月末日で平成29年度の出納を閉鎖し、決算書並びに決算報告書の調整を行っているところであります。

税務課につきましては、今年度、住民税特別徴収義務者の一斉指定を行い、5月10日に各事業所へ納税通知書を発送しました。現在のところ特に大きな支障もなく移行しています。

また、5月11日には、軽自動車税の納税通知書を発送しました。平成30年度町税等の納税通知書及び介護保険料納入通知書は6月15日に、後期高齢者医療保険料の納入通知書は7月13日に発送すべく準備を進めているところです。

出納閉鎖に向け電話催告及び夜間徴収を実施、また、滞納整理対策委員会では、関係課の滞納者リストをもとに合同徴収対象者リストを作成、今後、計画的に合同徴収を行っていきます。本年度も、兵庫県から滞納整理回収チームの職員派遣をいただくことといたしております。

地域振興課につきましては、「まちづくり・地域活動」に対して助成する自律(立)のまちづくり交付金事業は、全ての自治会からの申請がありました。

第12回民俗辻広場まつりは、4月7日に第1グラウンド駐車場周辺で開催いたしました。地域の文化・観光資源を連携・融合することにより民俗学のふるさとを再認識し、地域活力の創造へとつなげることを目的に、各種団体によるステージイベントやもち麦生産組合などによる食の広場とともに観光協会主催の観桜会やボランティアまつりを実施し、楽しいひとときを過ごしていただきました。

神戸新聞社と一般社団法人ノオトが連携協定を締結し、そこに福崎町が参画して協議会を立ち上げました。辻川界限のお宝を使ったまちづくりを進めていくこととしています。

日常の買い物に不自由を感じておられる方への支援策として、商工会と連携して住民の意向調査を進めるとともに、実証実験として移動販売車の運行を計画します。

住民生活課につきましては、福崎町消防操法大会を5月13日に開催しました。32分団による熱戦が繰り広げられ、小型動力ポンプの部は、庄分団が優勝、準優勝が福田分団、3位が駅前分団でした。自動車ポンプの部は、今年度から西治分団、1分団のみの出場となっています。優勝しました庄分団は、来る7月1日に兵庫県広域防災センターで開催されます中播磨地区消防操法大会に福崎町代表

として出場します。

ごみ処理につきましては、6月1日から蛍光灯、乾電池などの分別収集を開始しました。また、8月からは町内5カ所に小型家電回収ボックスを設置し、拠点回収方式による小型家電の回収も実施します。

健康福祉課につきましては、先日の臨時議会で、国民健康保険税の税率改正について賛同をいただくことができましたが、今後も医療や介護について少子高齢化が進行する中、将来にわたって持続可能な社会保障制度を構築するため、町独自制度の確立を目指し、少しでも町民の負担軽減につながるよう検討を加えてまいります。

保健事業につきましては、特定・基本健康診査、がん検診を6月17日から7月23日までの間、土・日を含み11日間実施します。周知を図るため、各世帯に意向調査を兼ねた健診申込書を郵送し、受診率の向上に努めてまいります。多くの町民の皆様にご受診いただき、重症化を予防して健康寿命の延伸や医療費の逓減につなげていきます。

食育の推進については、親子で運動や食の大切さを学んでいただく「フクちゃんサキちゃんクラブ」は7年目を迎えました。今年度も神戸医療福祉大学と連携し、5月19日から実施しています。

地域包括ケアシステム構築の一環として、本年度も各自治会を訪問し、地域支え合い会議を開催します。町民の困りごとに、地域の福祉支援者が早期にかかわれる体制の構築を目指してまいります。

国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険等、大きな制度改正がありました。このため、保健・医療・福祉の情報源としての機能を持つ、「福祉のしおり」の改訂を進め、10月をめどに各戸配布いたします。

農林振興課につきましては、平成30年産米の作付面積について、今年度から国主導による生産面積の調整はなくなり、農会長や農家の皆様のご理解とご協力により、345ヘクタールの作付見込みとなりました。

高岡・福田地区県営圃場整備事業につきましては、平成29年度から引き続き実施設計を進めてまいります。

ため池整備事業につきましては、（桜）上池は引き続き工事を進めてまいります。また、三谷池は4月に内示があり、詳細設計を進めてまいります。

まちづくり課につきましては、福崎駅周辺整備で、6月1日に県道甘地福崎線を完成形で供用開始いたしました。残る事業用地の確保に向けて引き続き収用手続きと任意交渉を並行して進めてまいります。

辻川界限につきましては、都市再生整備計画に基づき、辻川観光交流センターの建築と町道辻川界限線の整備の進捗を図るとともに旧辻川郵便局の移築工事の入札準備を進めてまいります。

福崎町東部工業団地の拡張に向け、地元説明会等を実施するなど調整を図っています。

地域公共交通網形成計画に基づくコミュニティバスサルビア号等の充実につきましては、10月1日の実施に向け、自治会ごとの説明会の実施を行ってまいります。

また、都市計画道路福崎駅田原線の延伸につきましては、道路計画の見直しについて自治会説明会や兵庫県との調整を図ってまいります。

上下水道課につきましては、水道事業、工業用水道事業、下水道事業の3会計について、決算を取りまとめました。今後、9月定例会に決算認定を提出いたします。

水道事業では、工業団地の上水配水池の耐震化を図るため、7月末に更新工事の入札を行います。

また、住民に対し、安全・安心な給水を持続していくため、経営戦略・安全計画・耐震化計画を示した水道事業ビジョンの改定を行います。

下水道事業汚水整備では、長目地区コミュニティプラントの公共下水道への切り換え工事を実施します。

浄化センターにおきましては、施設の長寿命化の方針や改築計画を定めた、ストックマネジメント計画を策定します。

雨水整備では、駅東雨水幹線工事が完了しました。今後、内水対策といたしまして、川すそ雨水幹線工事を進めてまいります。また、福田・駅前地区の浸水被害を軽減するため、直谷第2雨水幹線の事業化に向けた協議を進めてまいります。

学校教育課につきましては、高岡小学校プール改修工事は、ほぼ完了し、漏水検査等プール開きの準備を進めています。

給食共同調理センターでは、4月1日から株式会社神戸フーズによる調理等業務委託が始まりました。町職員の管理のもと、安全・安心な給食を提供してまいります。

昨年度に実施した学校施設の老朽化等現況調査をもとに、小・中学校施設の長寿命化計画の策定を進めてまいります。

友好都市遠野市との交流事業として、児童が遠野市へ訪問し、交流を行います。町内小学校6年生を対象に5月末まで遠野市訪問団員を募集し、多くの応募がありました。8月27日から29日の実施に向け遠野市と調整を図っているところであります。

社会教育課におきましては、第36回福崎町美術展を、5月18日から20日までの3日間、開催いたしました。洋画、日本画、書、彫塑工芸、写真の5部門に195作品の応募がありました。

平成30年度福崎町子ども会球技大会を6月30日に田原小学校で開催予定であります。

第39回山桃忌を8月4日・5日にエルデホールを会場に実施します。今年度は「柳田國男と遠野物語」をテーマにとり行われます。講演会とシンポジウムを開催、遠野の民俗芸能「しし踊り」を上演いたします。

続きまして、今議会提出議案の概要について、ご説明申し上げます。

報告第4号、平成29年度兵庫県町土地開発公社事業報告については、県内の12町で構成する兵庫県町土地開発公社の平成29年度事業などについて、報告するものであります。

報告第5号、平成29年度福崎町一般会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書の報告につきましては、農林水産業費、土木費、災害復旧費にかかる8事業を翌年度へ繰越しましたので、繰越計算書を調製し報告するものであります。

報告第6号、平成29年度福崎町下水道事業会計予算繰越計算書の報告につきましては、下水道事業費にかかる公共下水道事業8,800万円を翌年度へ繰越しましたので、繰越計算書を調製し報告するものであります。

議案第25号、中播公平委員会委員の選任につきましては、現委員の田郷正則氏の任期が6月30日に満了するため、新たに中塚保彦氏を選任することについて議会の同意を求めるものであります。

議案第26号、兵庫県市町交通災害共済組合規約の一部変更については、兵庫県市町交通災害共済組合を平成33年度末をもって解散することから、組合が実施する交通災害共済事業の共済期間を平成31年度末までとし、知事の許可のあ

った日から施行するものであります。

議案第 27 号、福崎町表彰条例の一部を改正する条例については、功労表彰の対象者から 30 年以上在職の町職員を除くとともに功労者に対する特別待遇を改正する条例改正で公布の日から施行するものであります。

議案第 28 号、福崎町消防団条例及び福崎町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例については、機能別消防団員制度を導入することから、関係する二つの条例を改正するもので、公布の日から施行するものであります。

議案第 29 号、福崎町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定については、法律の改正により、議案第 30 号から議案第 32 号につきましては、国の基準が改正されたことにより、文言の追加、引用条文の整理などを行うもので、公布の日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用するものであります。

議案第 33 号、福崎町道路線の認定につきましては、道路法の規定に基づき、2360 号線及び 2361 号線を認定することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第 34 号、福崎駅前観光交流センター新築工事から、議案第 37 号、福崎駅周辺整備（その 2）工事までは、その請負契約の締結について、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上、報告が 3 件、人事案件 1 件、規約変更 1 件、条例制定 1 件、条例改正 5 件、契約案件で 4 件、その他の案件として 1 件の全 16 件となっています。

詳細説明につきましては、副町長、技監ほか担当課長が行いますのでよろしくお願い申し上げます。冒頭挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、町長から上程議案に対する概要の説明が終わりました。

これから議案番号順に詳細なる説明を求めてまいります。関連する議案は複数で説明を求める場合もございますので、あらかじめご承知ください。

日程第 4 報告第 4 号 平成 29 年度兵庫県町土地開発公社事業報告について

日程第 5 報告第 5 号 平成 29 年度福崎町一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書の報告について

議長 日程第 4、報告第 4 号、平成 29 年度兵庫県町土地開発公社事業報告について、及び、日程第 5、報告第 5 号、平成 29 年度福崎町一般会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書の報告についての両議案を一括議題といたします。両議案に対する詳細なる説明を求めます。

企画財政課長 報告第 4 号について、ご説明申し上げます。

兵庫県町土地開発公社は、県下の 12 町が出資しています地方自治法第 221 条第 3 項に該当する法人であります。したがって、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、その事業報告等をさせていただくものであります。それでは、冊子報告書の 1 ページをお開き願います。

まず、平成 29 年度における事業概要であります。設立団体からの委託により公有地取得事業における新たな土地の取得は 2 ページの上段となりますが、3 年ぶりにありませんでした。一方、土地の処分についてですが、一般事業の市川町 1 件、福崎町 2 件分でありまして、2 ページ下段にお示ししていますように、処分に該当するものは元金相当額があるものとなります。2 町 3 件で元金 1 億 4、

100万1,000円を償還しまして、平成29年度末土地現在額は市川町1町1件で1,186万円となっております。福崎町は全ての土地を兵庫県町土地開発公社より買い戻しをしております。

3ページをお開きください。債務の状況を説明させていただきます。まず、予算執行実績であります。収益的収入及び支出における収入は、1款事業収益は、1項の公有地取得事業収益の1節一般事業売却収益のみで、町から公社への2町3件分の元金利子相当額で、1億4,120万8,900円でありまして、2項事務費収益は受託事業がなかったためございません。2款事業外収益は、1項受取利息、1節基本財産利息は、12町からの出資金の利息で2,475円、2節預金利息は、それ以外の預金利息で、2,271円の合計、4,746円でありまして、収益的収入合計は、1億4,121万3,646円であります。

4ページになります。支出であります。1款事業原価、1節一般土地売却原価で、土地の処分の表にありました金融機関への償還、2町3件分の元金利子の合計、1億4,120万8,900円、2款販売費及び一般管理費は、1節旅費から6節負担金補助及び交付金の合計、12万9,612円となりまして、収益的支出合計は、1億4,133万8,512円でありまして、この結果、当期純利益はマイナスの12万4,866円と、3年ぶりの赤字となりました。

5ページに移りまして、資本的収入及び支出の収入はございませんでした。支出は、1款資本的支出の2項長期借入金返還金、1節一般事業償還金は、2ページの下表にありました2町3件分の元金相当額、1億4,100万1,000円で、資本的支出合計も同額であります。

6ページの借入金の概要ですが、期末残高は市川町1町1件分の1,186万円となっております。

次に、監査の実施状況であります。平成28年度の決算監査は、平成29年4月20日に行っております。

次に、11ページをお願いいたします。ここからは平成29年度の計算書類をお示ししております。11ページは損益計算書、12ページは貸借対照表、13ページはキャッシュフロー計算書、14ページは財産目録をお示ししております。15ページ、16ページは、それぞれ附属明細書をお示ししております。17ページは、平成29年度の監査報告書でありまして、4月19日に2名の監事に監査を受けています。また、次のページからは、平成30年度の事業計画及び資金計画をお示ししております。

18ページをお開きください。上段にあります事業計画につきましては、29年度に引き続き30年度もございません。資金計画では、受け入れ資金は1,204万円としております。その内訳ですが、借入金は、受託事業なしのため、ございません。公有地取得事業、事業収益は、市川町1町からの元金相当額1,190万円、利息相当額10万円の合計1,200万円、受取利息は各種預金の2万円、雑収益、前期支払い準備金は、科目設定としておのおの1万円であります。支払資金は1,262万円としております。その内訳は、公有地取得事業原価は、金融機関への支払いとして、元金相当額1,190万円、利息相当額10万円の合計、1,200万円、一般管理費は、公社の運営経費として50万円、雑損失、次期支払い準備金は、科目設定として、それぞれ1万円、予備費10万円としており、差引58万円の赤字としております。

現在のところ、30年度で受託をしております全ての事業が完了する予定です。

以上、兵庫県町土地開発公社に関する報告とさせていただきます。

続きまして、報告第5号について、ご説明申し上げます。

この報告は、3月議会で議決をいただきました平成29年度福崎町一般会計予算の繰越明許費について、繰越計算書を調整しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告をさせていただきます。

次のページをお願いいたします。

繰越明許費繰越額は、款農林水産業費、項林業費の西大貫地区治山事業760万円から、款災害復旧費、項公共土木施設災害復旧費の190万円までの5事業で、合計翌年度繰越額は7億320万円でありまして、平成29年度3月補正時の繰越明許費予算のうち、既に平成29年度中に執行済みとなった経費を差し引いたその残額を繰越しています。

報告第5号の資料に、繰越明許費に係る事業内容と財源内訳をお示ししていますので、資料をごらんください。

農林水産業費では、西大貫地区大善寺西側山地コンクリート擁壁設置工事760万円を繰越しております。次に土木費では、最下段にお示ししておりますが、福崎駅周辺整備事業に係ります6億円を繰越しています。災害復旧費では、農地農業用施設災害復旧工事費として、農地2カ所、農業用施設2カ所の復旧工事費3,370万円と、公共土木施設災害復旧工事費として、道路1カ所、河川1カ所の復旧工事費190万円を繰越してまして、財源内訳としましては、既収入特定財源の国庫支出金は、土木費の社会資本整備総合交付金の2億9,707万4,000円と、公共土木施設災害復旧事業の負担金124万円の合計で、2億9,831万4,000円で、県支出金は、農林水産業費の西大貫地区治山事業に係る補助金419万2,000円と農地農業用施設災害復旧事業に係る負担金3,251万3,000円の合計3,670万5,000円であります。地方債は、福崎駅周辺整備事業単独及び都市再生事業単独を除く各事業に係る3億1,040万円、既収入特定財源は、福崎駅周辺整備事業補助に係る176万6,000円でありまして、総事業費との差額、一般財源は5,446万2,000円となり、合計5,622万8,000円を繰越明許費繰越金として翌年度に繰越しております。

以上、報告第5号の説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

日程第6 報告第6号 平成29年度福崎町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

議長 日程第6、報告第6号、平成29年度福崎町下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。本案に対する詳細なる説明を求めます。

上下水道課長 報告第6号、平成29年度福崎町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について、ご説明申し上げます。

この報告は、平成29年度下水道事業会計予算の一部を翌年度に繰越したため、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものです。

1ページをお開きください。繰越計算書です。

繰越額は款資本的支出、項建設改良費で、公共下水道に係る建設改良事業2億372万8,000円のうち、8,800万円あります。

繰越に至った理由は右端、説明欄にも記載していますが、他事業との工程調整や関係機関との協議に時間を要したものです。

なお、繰越予算に係る財源は国庫補助金4,400万円、企業債3,960万円、当年度損益勘定留保資金440万円を予定しています。

繰越事業の箇所及び予定額につきましては、報告第6号資料をごらんください。

番号1は駅東雨水幹線工事（第2工区）4,400万円、番号2は同工事の施

工管理業務 800 万円、未契約繰越といたしまして、番号 3 はストックマネジメント計画策定業務 1, 600 万円、番号 4 は福崎企業団地舗装本復旧工事 2, 000 万円を予定しています。

以上、報告第 6 号の説明とさせていただきます。

日程第 7 議案第 25 号 中播公平委員会委員の選任について

議長 日程第 7、議案第 25 号、中播公平委員会委員の選任についてを議題といたします。本案に対する詳細なる説明を求めます。

副町長 議案第 25 号、中播公平委員会委員の選任について、ご説明いたします。

昭和 53 年 7 月に中播公平委員会を共同設置し、現在、3 町 5 一部事務組合で構成しています。3 名で構成している委員のうち、福崎町の田郷正則氏の任期が、この 6 月 30 日をもって満了いたします。後任委員の選考に当たりましては、本委員会を構成する関係町長及び一部事務組合管理者が協議する中、前任と同じ福崎町から、新たに中塚保彦氏を中播公平委員会委員に選任いたしたく、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定に基づき、議会の同意をいただこうとするものでございます。

主な経歴について、ご説明いたします。住所は、兵庫県神崎郡福崎町八千種 3658 番地、氏名、中塚保彦、生年月日、昭和 29 年 5 月 1 日、現在 64 歳であります。最終学歴は、昭和 48 年 3 月に兵庫県立福崎高等学校を卒業されています。職歴といたしましては、昭和 48 年 4 月に福崎町役場入庁、議会事務局局長、税務課長を歴任され、平成 27 年 3 月に役場を定年退職されています。役職歴としましては、平成 29 年 1 月から鍛冶屋区副区長に就任され、現在に至っています。

議案第 25 号資料に、私の抱負並びに任期一覧をお示ししていますので、ご参照ください。

中塚氏は、人格高潔で見識豊富な方であり、元役場議会事務局長として、公平委員会業務にも精通されている立派な方でございますので、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。提案説明といたします。

日程第 8 議案第 26 号 兵庫県市町交通災害共済組合規約の一部変更について

議長 日程第 8、議案第 26 号、兵庫県市町交通災害共済組合規約の一部変更についてを議題といたします。本案に対する詳細なる説明を求めます。

住民生活課長 議案第 26 号、兵庫県市町交通災害共済組合規約の一部変更について、ご説明申し上げます。

兵庫県市町交通災害共済組合については、交通災害共済事業を行っておりますが、共済期間に期限を設ける旨の規約の変更を行うため、地方自治法第 290 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

兵庫県市町交通災害共済組合は、昭和 43 年に発足し、交通災害事業を実施してきましたが、50 年近くが経過し、事業を取り巻く環境は大きく変わってきており、近年、交通災害共済への加入人員の減少に歯どめがかからず、直近の約 10 年においては、毎年多額に基金取り崩しが避けられない厳しい事業運営状況となっております。

このようなことから、昨年度に構成市町による検討委員会において、共済事業の今後の運営について協議した結果、行政が実施する交通災害共済事業としては

一定の役割を終えたとの判断から、交通災害共済期間を平成31年度までとし、平成33年度末をもって兵庫県市町交通災害共済組合を解散することで合意しました。ついては、交通災害共済期間を平成32年3月31日までとするため、本規約を変更するものでございます。

議案資料には、規約の新旧対照表と現在の構成市町をお示ししておりますので、ご参照ください。

以上、よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

日程第9 議案第27号 福崎町表彰条例の一部を改正する条例について

議長 日程第9、議案第27号、福崎町表彰条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。本案に対する詳細なる説明を求めます。

総務課長 議案第27号、福崎町表彰条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、町政振興に寄与された方を表彰する功労表彰の該当要件、また、功労者の特別待遇を改正するものでございます。議案第27号の説明資料の新旧対照表をごらんください。

第3条は、功労表彰者の該当者を定める条文でございますが、町長、議会議員や副町長、学校長、町職員などが一定の期間在職された場合、その方を対象者として功績顕著な方を功労者として表彰することとしています。

功績顕著な方とはなっていますが、長年勤続された方については、刑罰等がない場合、ほぼ全員を功労者として表彰しております。

今回この5号において、町職員が30年以上在職した場合、功労表彰の対象者になりますが、福崎町職員として長年勤めたことだけで町の功労者となるのは昨今の状況から見て、住民の理解が得られるのが難しいと思われ、この条文を削除するものでございます。

第8条は、功労者に対する特別待遇を改正するもので、功労者が亡くなられたとき、祭祀料や弔辞をすることとしていますが、お葬式の形態も大きく変わってきており、「祭祀料及び弔辞を贈呈する」を「供花その他の方法により弔意を表す」に改正するものでございます。

この条例は、公布の日から施行します。ご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

日程第10 議案第28号 福崎町消防団条例及び福崎町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

議長 日程第10、議案第28号、福崎町消防団条例及び福崎町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。本案に対する詳細なる説明を求めます。

住民生活課長 議案第28号、福崎町消防団条例及び福崎町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

平日昼間の火災発生時における初期消火の体制を強化し、地域防災力の充実を図るため、機能別消防団員制度を導入することに伴い、関係条例の一部を改正するものでございます。

議案資料1ページの新旧対照表をごらんください。

上段の表は、改正条例の第1条関係、福崎町消防団条例の一部改正になります。

第3条では、消防団員の定数を定めておりますが、従来の消防団員を基本団員としまして、第1項の第1号、第2号で基本団員、機能別団員の定員をそれぞれ定めたものでございます。第3条第2項につきましては、消防団員等公務災害補償に係る掛金の対象は、基本団員と機能別団員にするというもので、第3条第3項につきましては、消防団員退職報償金に係る掛金の対象は、基本団員のみとするというものでございます。第17条の改正は、機能別団員には報酬を支給しないこととしております。

また、下段の表は、改正条例の第2条関係、福崎町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正になります。

機能別団員につきましては、退職報償金は支給しないことから、第4条の2第2号で機能別団員として勤務した年数は、退職報償金の勤務年数には算入しないこととしております。

なお、この条例は公布の日から施行することとしております。

議案資料2ページには、福崎町消防団機能別団員に関する要項案をお示ししておりますので、ご参照ください。

以上、よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、お願いいたします。

日程第11	議案第29号	福崎町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第12	議案第30号	福崎町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第13	議案第31号	福崎町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第14	議案第32号	福崎町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について

議長 日程第11、議案第29号、福崎町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてから、日程第14、議案第32号、福崎町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。各議案に対する詳細なる説明を求めます。

健康福祉課長 議案第29号、福崎町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、ご説明を申し上げます。

この条例は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律において、これまで兵庫県が所管していた指定居宅介護支援事業所の指定権限が町に移譲され、平成30年4月1日から施行されたことにより、町において基準条例を定めるものでございます。

議案第29号資料をごらんいただきたいと思います。

概要説明をお示ししておりますが、左下(1)、(2)以外の項目は、国の基準と同様としております。

それでは、条例案に沿って、説明をいたします。議案の条例案をごらんください。

第1条は、この条例の趣旨を定めています。第2条は、条例で使用する用語の例を定めています。第3条は、指定居宅介護支援の事業の基本方針を定めています。第4条は、指定居宅介護支援事業者の指定を定めています。第5条と第6条は、人員に関する基準を定めております。第7条から第33条までは、指定居宅介護支援事業者に係る運営に関する基準で、事務手続の内容、基本取り扱い方針や運営規程、秘密保持や苦情処理、暴力団等の排除などについて定めています。第34条は、基準該当居宅介護支援の事業の準用について、定めています。

附則第1項は、指定期日を定めております。附則第2項は、経過措置を定めております。

以上で、説明を終わります。

続きまして、議案第30号、福崎町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案第30号資料1ページをごらんください。

主な改正内容は、障害者が高齢化しても、介護事業所に移らず、使いなれた障害福祉サービス事業所を利用し続けられるなど、高齢者と障害児・者が、同一の事業所で一体的に通所や短期入所サービスなどを受けることができるよう、共生型地域密着型通所介護として、町が指定する地域密着型サービスに追加するため、その基準を新たに定めるものでございます。

人員、設備及び運営等の新たなサービスの基準については、他の地域密着型サービスと同様、国が定めたものを勘案して、市町村が条例で定めるものとされており、本町においても国と同様の基準を規定しています。

また、平成29年度末で設置期限を迎えた現行の介護療養型医療施設の転換先として、慢性期の医療と介護のニーズをあわせ持つ高齢者に対応し、長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供することができる介護医療院が創設されたため、新たな介護保険施設の基準について、規定を追加するものなどでございます。

次に、資料2ページをお願いいたします。

主なものをご説明いたします。左端3行目の総則では、第1条において、趣旨の変更を、第2条では、号の追加や繰り下げを行います。その下の、定期巡回随時対応型訪問介護看護では、第6条では、従業員の員数や従事することができる時間帯の削除、第32条と第39条では、会議の開催頻度などの修正を行います。

一番下の地域密着型通所介護では、先ほど申し上げました共生型サービスに関する基準の追加等を行います。

3ページをお願いいたします。

第4章、認知症対応型通所介護においては、第61条では、介護医療院の追加等、第65条では、利用定員の修正等を行います。

一番下、第6条、認知症対応型共同生活介護では、第111条と第112条においては、介護医療院の追加、第117条の取り扱い方針では、身体拘束等の禁止など、適正化のために講ずるべき措置について規定します。

4ページをお願いいたします。

第8章、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護では、第151条において、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設と看護職員の定義について修正しております。第153条では、介護医療院の追加、第157条では、身体拘束等の適正化のために講ずるべき措置について、規定しています。

5ページをお願いいたします。

第9章、看護、小規模多機能型居宅介護では、第191条で、本体事業所の定義を追加、また、従業員の員数規定の追加などを行っています。

6ページをお願いいたします。

第194条では、登録定員及び利用定員の修正や追加を行っております。

附則につきましては、介護療養型医療施設の廃止が、平成36年3月31日に変更されたための修正などを行っております。

なお、この条例は公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用いたします。

資料7ページから37ページには新旧対照表を、38ページには各サービスの概要をお示ししておりますので、ご参照ください。

以上で、議案第30号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第31号、福崎町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案第31号資料、1ページをごらんください。

今回の改正は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正され、平成30年4月1日から施行されたことにより、改正するものです。

資料3ページをお願いいたします。

第5条の改正は、議案第30号でも申し上げましたが、平成29年度末で設置期限を迎えた現行の介護療養型医療施設の転換先として、介護医療院が創設されたため追加しています。

第9条の改正は、共用型認知症対応型通所介護の普及促進を図る観点から、ユニット型の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における利用定員数を見直すものです。

第15条の改正は、引用条項の整理です。第44条から第46条、第60条、第72条、第73条及び第83条は、第5条と同じく、介護医療院の創設に伴う改正です。第78条につきましては、身体の拘束等の禁止の規定で、さらなる適正化を図るため、介護従事者等に研修を実施することなど、事業者に対する運営の基準を追加しています。

附則として、この条例は公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用いたします。

以上、議案第31号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第32号、福崎町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案第32号資料、1ページをごらんください。

今回の改正は、平成29年6月2日に公布された地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律における介護保険法の改正に伴い、児童福祉法や障害者総合支援法の指定を受けている事業者は、平成30年4月から共生型サービスとして、介護保険サービスを提供できることになりました。

今回、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正され、平成30年

4月1日から施行となりました。この基準については、介護保険法の規定により、省令を基準として、条例で定めることとされていることから、一部改正をお願いするものでございます。

資料2ページをお願いいたします。主なものをご説明いたします。

第2条の改正は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に関し、障害福祉制度の相談機関を加えます。第5条の改正は、指定介護予防支援の開始に際し、利用者は複数の居宅サービス事業所の紹介を求めることができることについて、担当職員が説明することを義務づけます。また、入退院時に担当ケアマネジャーの氏名等を入院先等に伝えるよう利用者に求めることを義務づけます。

4ページをお願いいたします。

第31条の改正は、担当職員が指定介護予防サービス事業者等から提供された利用者の服薬状況等について、利用者の同意を得て、主治医等に提供することを義務づけます。また、利用者の同意を得て、意見を求めた主治医等に対して、介護予防サービス計画を交付することを義務づけます。

なお、この条例は公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用いたします。

以上で、議案第29号から第32号までの説明を終わります。4議案ともご審議賜り、ご賛同くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長 説明の途中でございますけれども、暫時休憩したいと思います。

再開は10時55分でございます。よろしくお願いいたします。

◇

休憩 午前10時38分

再開 午前10時53分

◇

議 長 それでは、再開したいと思います。

日程第15 議案第33号 福崎町道路線の認定について

議 長 日程第15、議案第33号、福崎町道路線の認定についてを議題といたします。本案に対する詳細なる説明を求めます。

まちづくり課長 議案第33号、福崎町道路線の認定について、ご説明を申し上げます。

当議案は、道路法第8条第2項の規定より、福崎町道路線を別紙のとおり認定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

次のページ、別紙をごらんください。

認定する道路の種類及び路線名は、2級2360号線及び2級2361号線でございます。当道路は都市計画法に基づく開発行為により設置された公共施設のうち、開発者島谷不動産より帰属を受ける予定の道路でございます。

議案第33号資料に位置図をお示ししております。

資料の1ページ、2級2360号線は、起点は西田原字北角233番5地先から、終点は西田原字北角田1152番29地先まで、延長は197.40メートル、幅員は6.00メートルから13.60メートルでございます。

資料2ページ、2級2361号線は、起点は西田原字北角230番24地先から、終点は西田原字北角田1152番31地先まで、延長は125.23メートルで、幅員は6.00メートルから11.10メートルでございます。

以上、議案第33号、福崎町道路線の認定についての提案説明とさせていただきます。

きます。よろしくご審議いただき、ご賛同賜りますよう、お願い申し上げます。

- 日程第 16 議案第 34 号 工事請負契約について（福崎駅前観光交流センター新築工事）
日程第 17 議案第 35 号 工事請負契約について（辻川観光交流センター新築工事）
日程第 18 議案第 36 号 工事請負契約について（福崎駅周辺整備（その 1）工事）
日程第 19 議案第 37 号 工事請負契約について（福崎駅周辺整備（その 2）工事）

議長 日程第 16、議案第 34 号、工事請負契約について（福崎駅前観光交流センター新築工事）についてから日程第 19、議案第 37 号、工事請負契約について（福崎駅周辺整備（その 2）工事）についてまでを一括議題といたします。各議案に対する詳細なる説明を求めます。

技 監 議案第 34 号について、ご説明します。

議案第 34 号は、福崎駅前観光交流センター新築工事の工事請負契約の締結について、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求めるものです。

契約の相手方は、たつの市新宮町新宮 1041 番地の 2、株式会社進藤組、代表取締役、進藤栄六氏、契約金額は 1 億 8,770 万 4,000 円、工期末は平成 31 年 1 月 31 日の予定です。

それでは、工事の概要について、ご説明します。議案第 34 号説明資料 1 ページをごらんください。

右側に入札結果をお示ししています。入札は、平成 30 年 5 月 28 日、一般競争入札により参加業者数 2 社で執行しました。

施設の概要をご説明します。左側をごらんください。

福崎駅前観光交流センターは、来訪者をおもてなしする施設として、また、駅前のにぎわいと交流を創出する拠点施設として、整備するものです。構造は鉄骨 2 階建て、外壁は硬質セメント板、屋根はフッ素ガルバリウム鋼板です。建築面積約 358 平方メートル、延べ床面積約 318 平方メートルとなります。

2 ページをごらんください。建物の配置図となります。

JR 福崎駅の駅舎正面に観光交流センターを配置します。左上のイメージパースをごらんください。ルーフデッキの手すりに、JR 福崎駅のサインを表示しています。これは観光交流センターにより JR の駅舎が隠れてしまうことに対する代替措置として、JR からの要望により設置するものです。

3 ページをごらんください。図面下側が 1 階の平面図です。出入り口は東側の交流広場正面と、JR にアクセスしやすい北側の計 2 カ所を設けます。また、北側には 15 人乗りのエレベータを設置し、車いすでの利用にも対応します。1 階には特産品の販売展示スペースのほか、工業団地の製品展示等を想定したギャラリースペース、また、観光情報の取得や休憩、高校生等の自習などに利用できる観光情報スペースを設けます。

図面上側が 2 階の平面図です。交流広場を見渡せるよう、全面をガラス張りとし、ルーフデッキにより秋まつりなどのイベント時には 2 階から見学できます。また、喫茶コーナーも設置可能なよう、ミニキッチンを備えた給湯室を設けています。トイレについては、交番北側の公衆トイレが利用できるため、最小限の設置とし、会議室としても利用できる多目的スペースを設けています。

将来構想ですが、福崎駅が橋上化されれば、2 階のルーフデッキから駅へ行き来できるよう設計しております。

以上、議案第 34 号、工事請負契約の締結についての提案説明とさせていただきます。

きます。

続きまして、議案第 35 号について、ご説明します。

議案第 35 号は、辻川観光交流センター新築工事の工事請負契約の締結について、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定より、議会の議決を求めるものです。

契約の相手方は、神崎郡福崎町南田原 2260 番地の 2、牛尾建設株式会社、代表取締役、藤本広義氏、契約金額は 8,424 万円、工期末は平成 31 年 1 月 31 日の予定です。

それでは、工事の概要について、ご説明します。議案第 35 号説明資料、1 ページをごらんください。

右側に入札結果をお示ししています。入札は平成 30 年 5 月 30 日、指名競争入札により参加業者数 11 社で執行しました。

施設の概要をご説明します。左側をごらんください。

辻川観光交流センターは、多くの地域資源が集積する辻川界隈の観光拠点として、整備するものです。構造は木造平家建て、敷地面積約 2,290 平方メートル、建築面積約 321 平方メートル、延べ床面積約 299 平方メートルです。外壁はサイディング貼、屋根はカラーガルバリウム鋼板となります。

2 ページをごらんください。左側は配置図となります。辻川観光交流センターは、銀ビル跡地の西側半分の用地の北側に建築します。右側をごらんください。建物の平面図となります。建物の外観は、辻川界隈に調和するよう、和風を意識したデザインとし、出入り口は南側の正面と東側に設けます。特産品の販売展示スペースは、折り戸によって広く開放できるよう設計しております。また、休憩スペースとトイレは、観光バスに対応できる広さとし、事務所のほかにボランティアの詰所スペースも設けます。

将来、道の駅として位置づけられても対応可能とするため、トイレは 24 時間使用可能なつくりとしております。

以上、議案第 35 号、工事請負契約の締結についての提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 36 号について、ご説明します。

議案第 36 号は、福崎駅周辺整備（その 1）工事の工事請負契約の締結について、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものです。

契約の相手方は、神崎郡福崎町高橋字細谷 290 番地の 40、株式会社広築福崎営業所、所長、吉村佑治氏、契約金額は 1 億 2,744 万円、工期末は平成 31 年 3 月 29 日の予定です。

それでは、工事の概要について、ご説明します。議案第 36 号、説明資料 1 ページをごらんください。

右側に入札結果をお示ししています。入札は、平成 30 年 5 月 30 日、一般競争入札により、参加業者数 5 社で執行しました。

施設及び工事の概要をご説明します。左側をごらんください。

施設の名称は「福崎駅前交通広場」、福崎駅の表玄関となるロータリーを整備するもので、面積は約 3,500 平方メートルです。

2 ページをごらんください。一般車両のキスアンドライド、タクシー、バスの停車位置を分離し、混乱なく乗り降りできる環境を整備します。約 6 台分に相当する普通車用のロータリーに加え、タクシー 6 台、大型バス 3 台と待機スペース、その他障害者区画とサルビア号の発着スペース、警察車両 2 台のスペースを設けております。イメージパースのとおり、各乗り降り場へ雨にぬれずアクセスできるよう、膜素材のシェルターを設置いたします。照明については、車道用 8 基、

歩道用１基のＬＥＤ照明灯を設置します。

交通広場の舗装には、歩きやすく透水性のあるブロックを用います。雨水流出の抑制に配慮して、雨水貯留槽約３１立方メートルを地下埋設します。

以上、議案第３６号、工事請負契約の締結についての提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第３７号について、ご説明します。

議案第３７号は、福崎駅周辺整備（その２）工事の工事請負契約の締結について、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものです。

契約の相手方は、姫路市東延末２丁目５０番地、美樹工業株式会社、代表取締役、岡田尚一郎氏、契約金額は２億１，９２４万円、工期末は平成３１年３月２９日の予定です。

それでは、工事の概要について、ご説明します。議案第３７号、説明資料１ページをごらんください。

右側に入札結果をお示ししています。入札は、平成３０年５月３０日、一般競争入札により、参加業者数３社で執行しました。

施設及び工事の概要をご説明します。左側をごらんください。

施設の名称は「福崎駅前交流広場」、駅利用者の待ち合いのほか、秋まつりの屋台練りや「福崎〇〇まるしえ」など、町民及び観光客の憩いの場、にぎわいの場として整備するもので、面積は約３，０００平方メートルです。

２ページをごらんください。秋まつりの屋台練りや「福崎〇〇まるしえ」など、イベント時の利用を想定し、できるだけ広い空間を確保するとともに、広場の円の中のベンチは移動可能なものとしています。また、バリアフリーの観点から、広場の円の中から駅や観光交流センターへは、車いすで移動できるようスロープを設けます。できるだけ自然の素材を組み合わせ、安らぎのある空間づくりを目指します。歩道用に９基のＬＥＤ照明灯を整備するほか、シェルターの支柱にも照明を設置します。交通広場と同様、雨水流出の抑制に配慮して、雨水貯留槽約３１立方メートルを地下埋設し、さらに地下式の防火水槽９０立方メートルを設置します。

以上、議案第３７号、工事請負契約の締結についての提案説明とさせていただきます。

福崎駅前につきましては、３件の工事が錯綜するため、請負業者間での工程調整を密にするとともに、駅利用者への安全対策を徹底してまいります。

以上、４議案についてのご審議をいただき、ご賛同賜りますよう、よろしくお願いいたします。

日程第２０ 請願第１号 消費税１０％への増税中止を求める請願

議長 日程第２０、請願第１号、消費税１０％への増税中止を求める請願についてを議題といたします。本案に対する詳細なる説明を紹介議員に求めます。

石野光市議員 請願第１号、消費税１０％への増税中止を求める請願についての趣旨説明を行います。

消費税そのものについて、従来からその問題点について指摘されてきました。添付資料の全国保険医団体連合会の発行する新聞、全国保険医新聞２０１８年５月２５日号の記事がコンパクトにまとめています。その第１は、収入が低いほど重い負担を強いられる逆進的な税金であること、その第２は、累進課税や生存権を具体的に保障するための生計費非課税という憲法に基づく税制の基本原則に真

っ向から反するという問題です。後段の国民の将来への不安が高まっている中、税と社会保障による所得再配分機能の回復が求められている。それに逆行する消費税増税を行えば、さらなる貧困化を招き、格差の拡大と固定化が進むことになるという指摘を重く受けとめるべきであります。

さらに添付資料の国税庁のホームページの記事のとおり、2019年10月1日からの消費税率10%への増税とあわせて、軽減税率として飲食料品と新聞を現行の8%の税率に据え置く制度の実施も予定されています。このことによる多くの小規模の食堂、レストランなど、消費税増税分を上乗せしにくい業者ほど、消費税の納税額がこの複数税率の導入によって、かさ上げされるという問題、新たな不公平や該当する小規模事業者への納税事務の煩雑さの発生も指摘されています。

添付資料の全国保険医新聞2017年9月25日号の大企業の内部留保400兆円超の見出しの記事も参照いただければと思います。

それでは、請願の趣旨を読み上げます。

消費税は、1989年に導入され、当初3%だった税率は8%まで上がっています。消費税は所得が低い人ほど負担率が高くなる不平等な税制です。健全な経済を維持するためには、GDPの6割を占める国民の消費活動が活発でなければなりません。物価は増税によって消費税の増税分だけ確実に上がり、消費の落ち込みが予想されます。国家財政の安定化のため、消費税増税が必要という意見もありますが、増税によって安定したのかといえばそうではありません。増税分相当額の大企業減税が行われてきました。大企業の内部留保は増える一方で、貧富の格差は広がっています。国債残高は増加しています。さらに、税率が上がるたびに税の取り立てが強化され、税務は詳細化、複雑化し、納税者、とりわけ中小業者を苦しめています。現行の大企業減税を取りやめ、応能負担の原則で富裕層への適正な税負担を求めるといふ、消費税増税にかわる提案が多くの学者、専門家から示されています。

財政支出についても、憲法の趣旨を守り、不要不急のものを削るなど、工夫することも大切です。

以上のことから、2019年10月からの消費税10%への引き上げを中止するよう、政府関係機関に意見書を提出してくださるよう、お願いいたします。

議員各位の慎重なる審議とご賛同をよろしくお願いいたします。

議長 以上で、本定例会1日目の日程は終わりました。

なお、次の定例会2日目は6月12日火曜日、午前9時30分から再開いたします。

それでは、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでございました。

散会 午前11時13分